寡婦（かふ）・ひとり親とは

所得税法上の「寡婦」、「ひとり親」とは、受給者本人が現在結婚をしていない、または、配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方をいいます。

本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係(※3)	控除の区分
500万円以下（※1）	男性	子(※2)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	女性	子(※2)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦

※１：500 万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりません。
退職所得を除くと 500 万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。
その場合は、「寡婦」または「ひとり親」を選択し、「退職所得を除くと要件に該当する」のチェックボックスにチェックしてください。

※２：他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額 48 万円以下の子に限ります。48 万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりません。
退職所得を除くと 48 万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。
その場合は、「寡婦」または「ひとり親」を選択し、「退職所得を除くと要件に該当する」のチェックボックスにチェックしてください。

※３：住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。